

第47号議案

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、小規模保育事業所等が設ける避難用の屋内階段に関する設備基準を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表及び第44条第8号イの表中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 要綱

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、小規模保育事業所等が設ける避難用の屋内階段に関する設備基準を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 小規模保育事業及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所が、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を4階以上に設ける建物の避難用の屋内階段に関する設備基準のうち、1階から保育室等が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とが付室を通じて連絡することとする場合における、当該付室の構造を次のとおり定めることとする。

（第29条及び第44条関係）

改正案	現 行
通常火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。 （階段室がこの構造を有する場合を除く。）	外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有すること。

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日

特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件

(平成28年国土交通省告示第696号)

建築基準法施行令（以下「令」という。）第123条第3項第2号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 1 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、外気に向かって開くことのできる窓（常時開放されている部分を含む。以下同じ。）（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。
 - イ 排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
 - ロ 付室の天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）又は壁の上部（床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分をいう。）に設けること。
 - ハ 開口面積は、2平方メートル（付室を令第129条の13の3第3項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する場合（以下「兼用する場合」という。）にあつては、3平方メートル）以上とすること。
 - ニ 常時閉鎖されている部分の開放は、手動開放装置により行なうものとする。
 - ホ ニの手動開放装置のうち手で操作する部分は、付室内の壁面の床面から0.8メートル以上1.5メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。
- 2 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。
 - イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
 - ロ 排煙口は、開口面積を4平方メートル（兼用する場合にあつては、6平方メートル）以上とし、前号ロの例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
 - ハ 排煙口には、前号ホの例により手動開放装置を設けること。
 - ニ 排煙口は、ハの手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、

開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を6平方メートル（兼用する場合にあっては、9平方メートル）以上とし、鉛直に設けること。

へ 給気口は、開口面積を1平方メートル（兼用する場合にあっては、1.5平方メートル）以上とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの2分の1未満の部分をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が2平方メートル（兼用する場合にあっては、3平方メートル）以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ 電源、電気配線及び電線については、昭和45年建設省告示第1829号の規定に適合するものであること。

3 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、排煙機による排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ 排煙口は、第1号口の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ 排煙機は、1秒間につき4立方メートル（兼用する場合にあっては、6平方メートル）以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとする。

ハ 前号イ、ハ、ニ及びへからチまでに掲げる基準に適合すること。

4 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第126条の3第2項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成12年建設省告示第1437号第1号又は第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

5 通常の火災時に生ずる煙が付室に流入することを有効に防止することができるものとして、加圧防排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ 付室に設ける給気口その他の排煙設備の部分にあっては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1) 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

(2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i) 第1号ホの例により手動開放装置を設けること。

(ii) 給気風道に直結すること。

- (iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。
 - (3) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。
 - (4) (2)の給気口には、送風機が設けられていること。
 - (5) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
- ロ 付室は、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。）又は当該空気逃し口を設けている一般室（隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。
- (1) イ(2)の給気口の開放に伴って開放されるものであること。
 - (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 直接外気に接するものであること。
 - (ii) 厚さが0.15センチメートル以上の鉄板及び厚さが2.5センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。
 - (3) 次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。
 - (i) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。
 - (ii) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。
 - (4) 不燃材料で造られていること。
 - (5) 開口面積(平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(i)(ロ)において同じ。)が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

(式省略)

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

- (1) 遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を40センチメートルとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i)～(iii) (式省略)

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i) 次の(イ)及び(ロ)に適合するものであること。

(イ) 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から80センチメートルを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から80センチメートルを超える距離にある部分に限る。）に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

(式省略)

(ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を作動させた状態で、100ニュートン以下の力で開放することができるものであること。

ニ 第2号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ 法第34条第2項に規定する建築物に設ける加圧防排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。